
■ 法人名 :

■ 部 署 :

■ 役 職 :

■ 名 前 : 平井 謙司

.....

■コメント:

取扱いの対象となる「投資事業組合」の定義が不明確であると思われます。

- イ. 投資事業有限責任組合、民法上の任意組合及び商法上の匿名組合の全てが対象になる のか?
- ロ. 投資事業有限責任組合、民法上の任意組合及び商法上の匿名組合のうち「投資事業」 を行っているものが対象になるのか?その場合の「投資事業」とは何か?
- ハ. 投資事業有限責任組合、民法上の任意組合及び商法上の匿名組合に限らず、「投資事業」を行っている法人格のない事業体が対象になるのか?その場合の「投資事業」とは何か?

以上の点を明らかにしていただきたいと存じます。

(補足)

上記質問の背景としましては、有限責任事業組合(LLP)をはじめとして、必ずしも" 投資事業"を営んでいない事業体が存在することがあげられます。

私の知る限りにおいても、研究開発活動を目的として共同設立された"有限責任事業組合"や、投資事業ではない事業を営む商法上の匿名組合が存在しており、これらの商法或いは民法上の組合が、実務対応報告にある?投資事業組合?に含まれか否か、公表された公開草案では判断が困難と思われます。
